

中国・四国マルチメディア放送(株)から申請のあった、移動受信用地上基幹放送の業務の認定申請(3セグメント形式の申請2件)については、いずれの申請も、放送法第93条第1項各号の規定に適合していると認められる。

1. 基幹放送局設備の確保可能性 (放送法第93条第1項第1号)

✓ 株式会社VIPの基幹放送局設備を使用することとしており、希望する周波数は中国・四国広域圏において、現に移動受信用地上基幹放送の業務の用に供していないため、確保が可能であると認められる。

2. 業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力の有無 (放送法第93条第1項第2号)

✓ 事業収支見積り等の記載内容は適切であり、経理的基礎を有していると認められる。

✓ 運用・保守等の業務に関し、実務経験等を有する要員や緊急時の体制等が確保されており、技術的能力を有していると認められる。

3. 電気通信設備の技術基準への適合性 (放送法第93条第1項第3号)

✓ 安全・信頼性に関する技術基準及び基幹放送の品質に関する技術基準に適合していると認められる。

4. 表現の自由享有基準への適合性 (放送法第93条第1項第4号)

✓ 申請者及び支配関係を有する者が使用する合計セグメント数は6を超えず、かつ、放送対象地域の数が2を超えないことから、適合していると認められる。

5. 放送の普及及び健全な発達のための適切性 (放送法第93条第1項第5号)

✓ 放送番組の編集の適合性、放送番組審議機関の設置、個人情報保護体制の整備等の事項について適切に計画しており、適合していると認められる。

6. 欠格事由 (放送法第93条第1項第6号)

✓ 申請者は日本の法人である等、欠格事由に該当しないものと認められる。